

令和 7 年度
第 2 回佐賀市国民健康保険事業の
運営に関する協議会

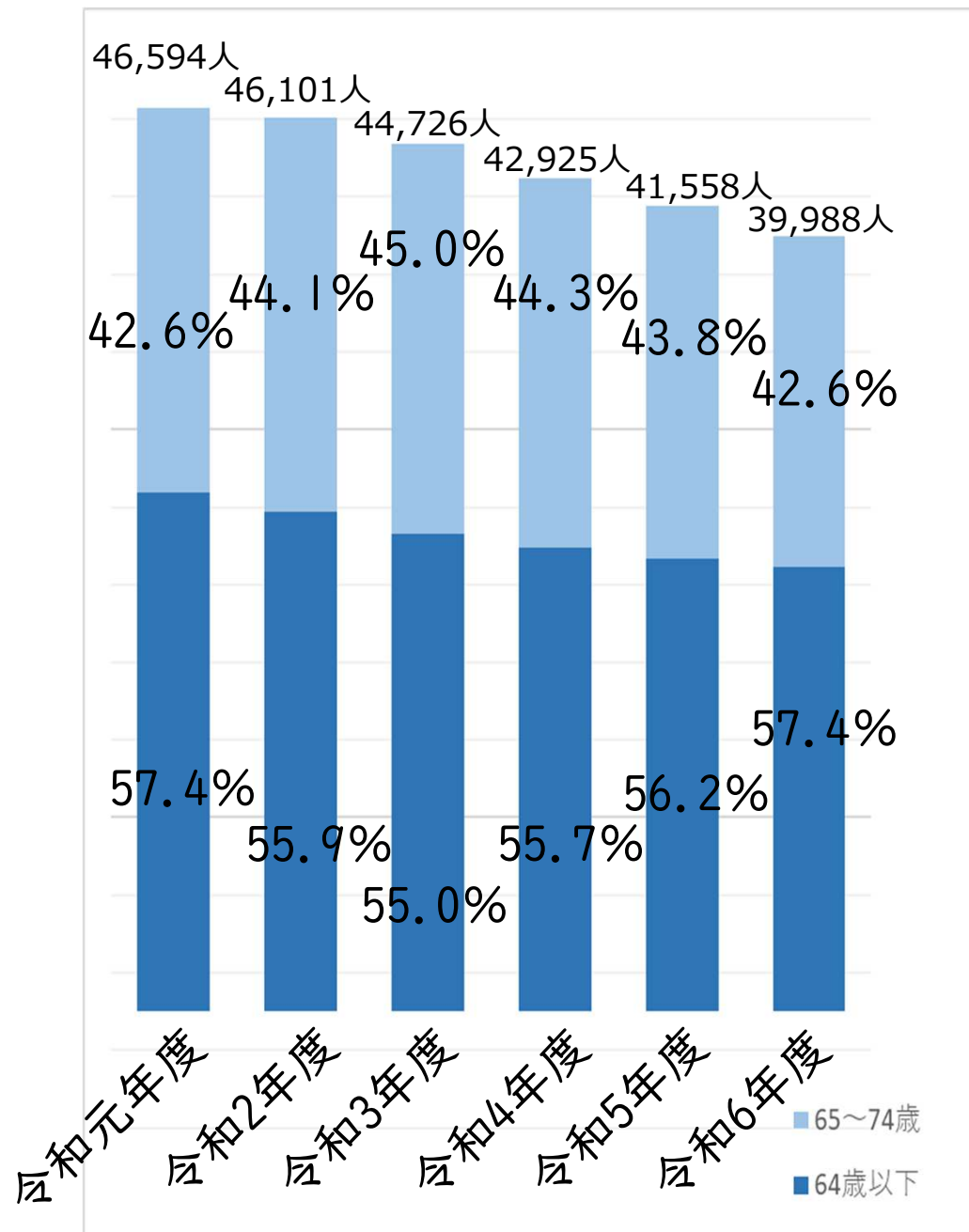
佐賀市 保健福祉部 保険年金課
令和 8 年 1 月 2 8 日

目次

I	佐賀市国民健康保険の現状	・ ・ ・	2
II	令和8年度国民健康保険制度の動きについて	・ ・ ・	10
III	令和8年度佐賀市国民健康保険税率について	・ ・ ・	16
IV	その他	・ ・ ・	25

I 佐賀市国民健康保険の現状

1 被保険者数の推移（年度末時点）



■ 被保険者数の減少は今後も続く見込み。

人口減少や高齢化による後期高齢者医療への移行、被用者保険の適用拡大等が要因。

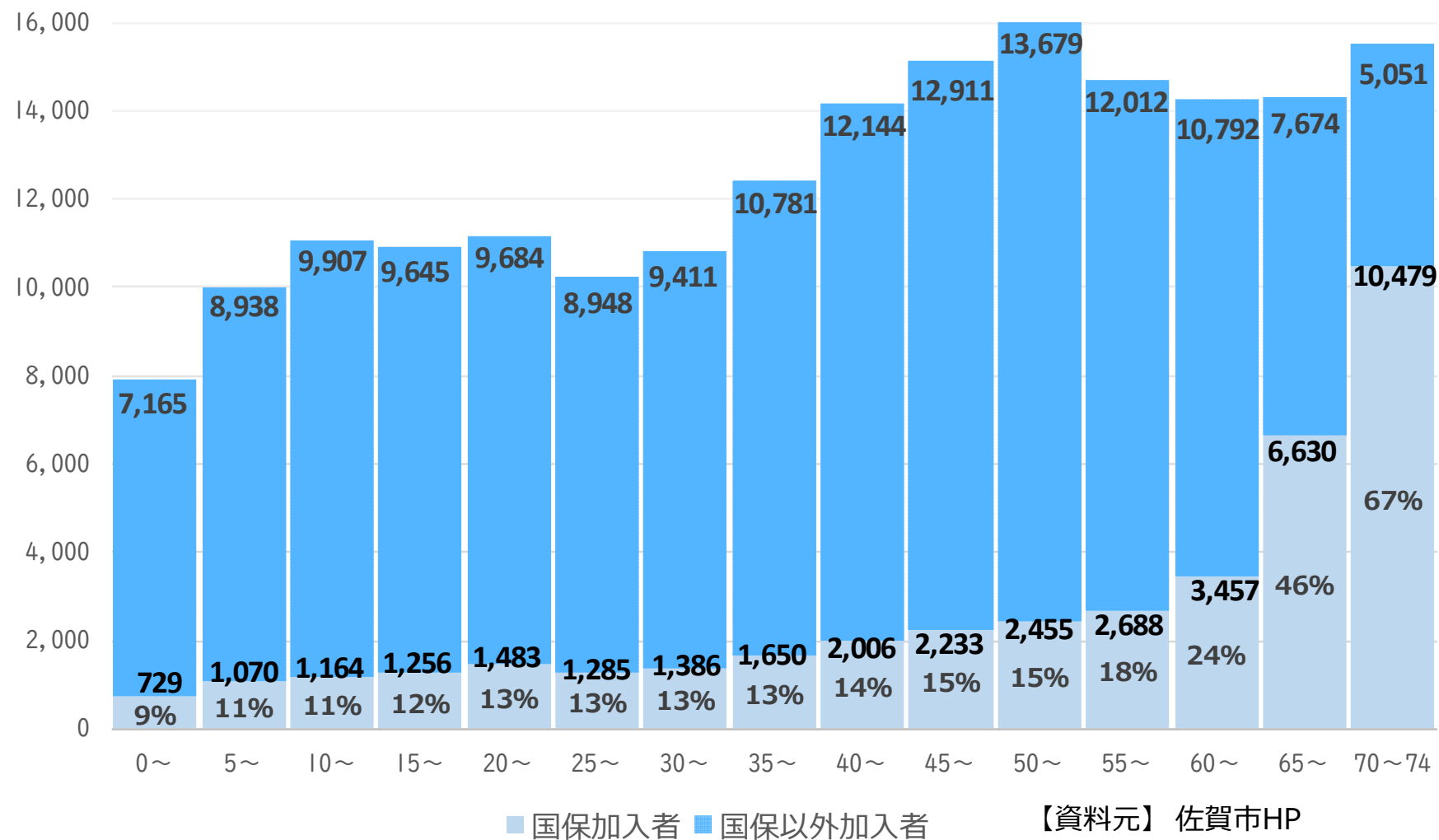
■ 前期高齢者数（65歳から74歳まで）の全体に占める割合は、R8までは減少する見込み。

令和5年度：43.8%

令和6年度：42.6%

R8年度までは64歳の被保険者が65歳になるよりも、74歳の被保険者が75歳になり、後期高齢者医療へ移行する方が多いため、前期高齢者数の割合は減少するが、その後は再び増加傾向となると見込んでいる。

2 被保険者の年齢分布（令和6年度末時点）



【資料元】 佐賀市HP
佐賀市基幹行政システム

- **高齢になるほど、国保加入の割合は高くなる。**
年齢が上がるにつれ、国保加入の割合は高くなっていく。
70歳から74歳の67%が国保に加入している。

3 医療費の推移

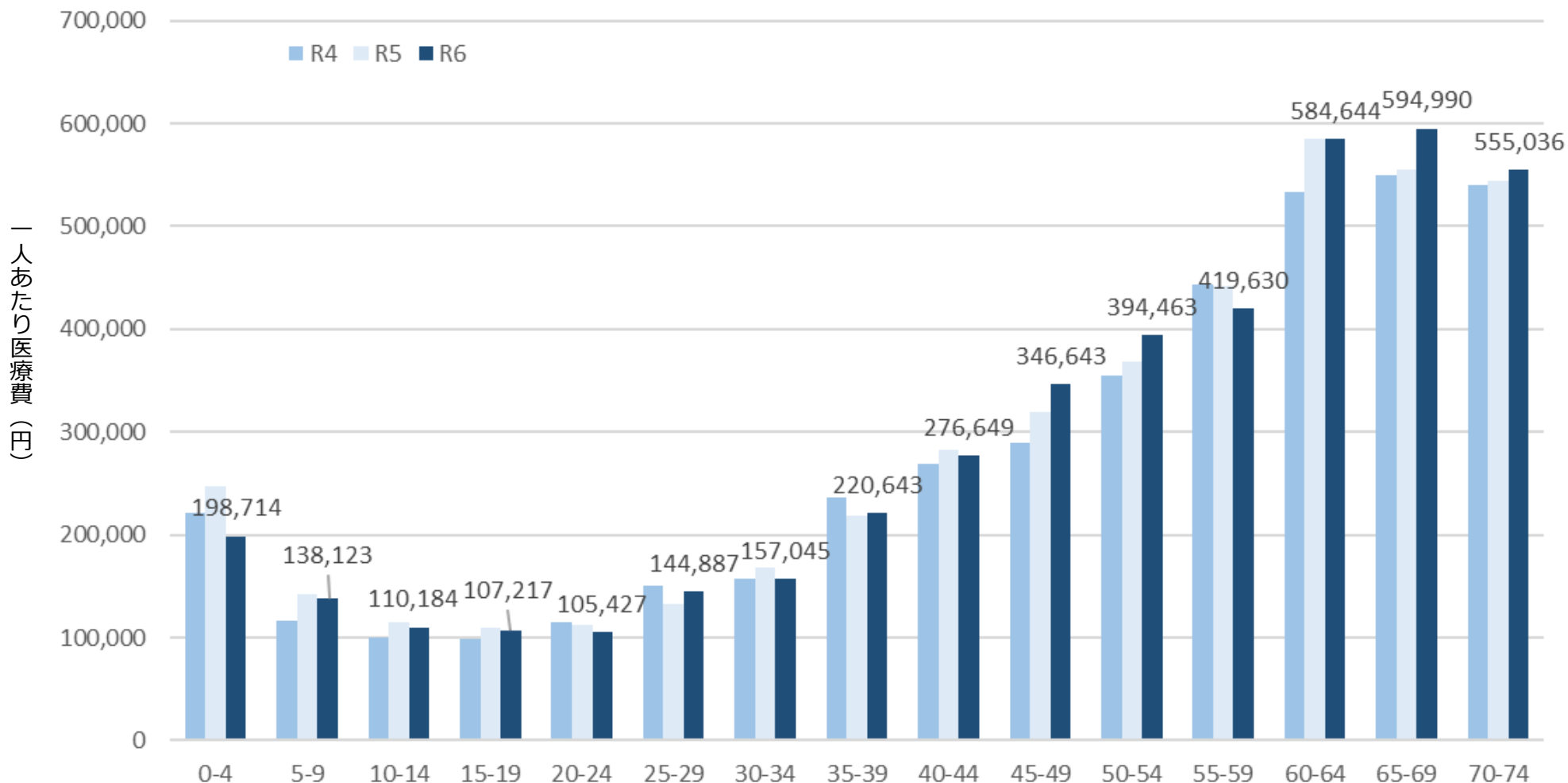
1) 総医療費及び一人あたり医療費の推移



【資料元】 事業年報

- 令和6年度は令和5年度と比較して総医療費が2.7%減少している。しかしながら、被保険者数は3.8%減少しているため、一人あたり医療費は増加している。

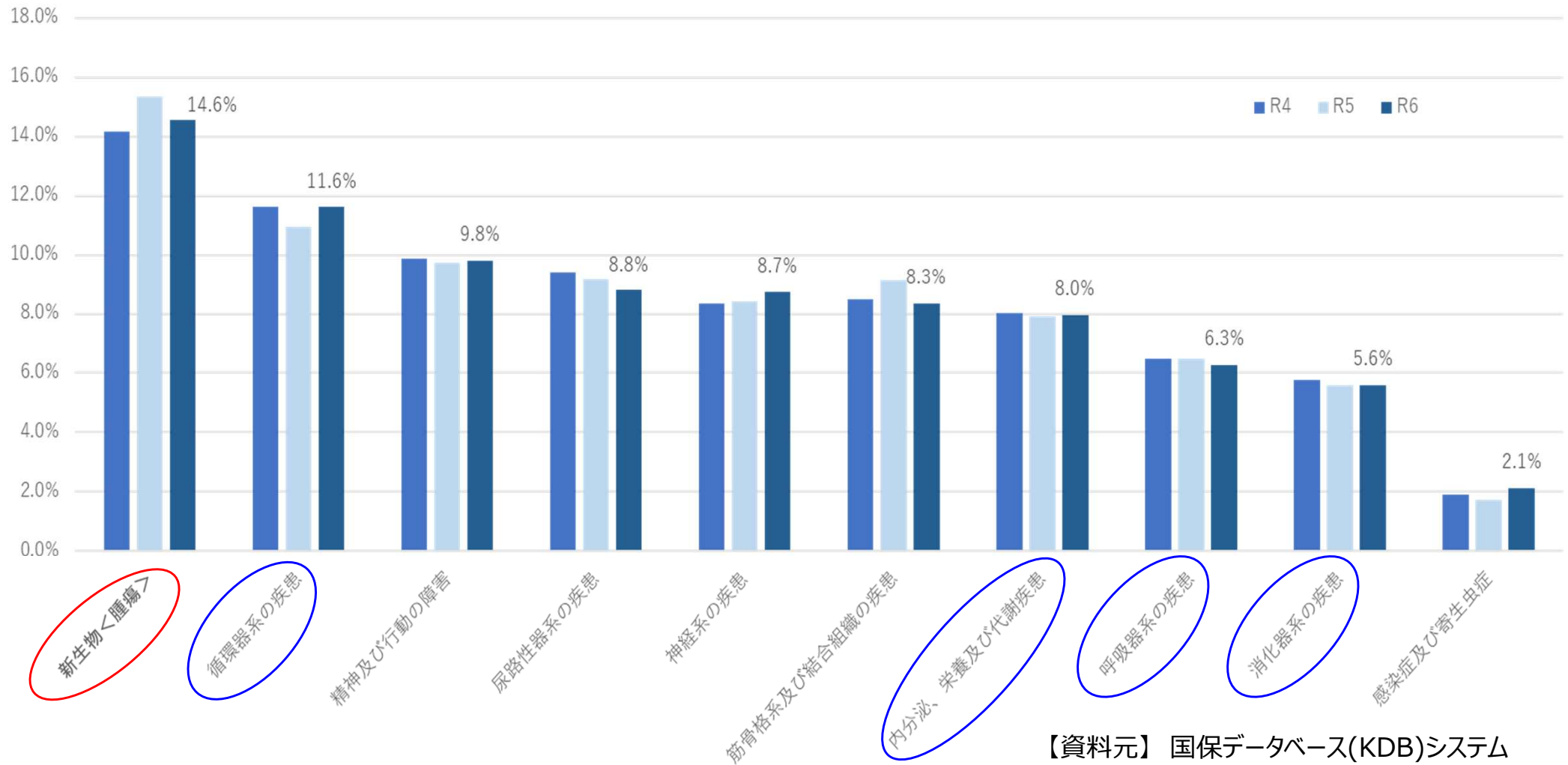
2) 年齢階層別一人あたり医療費の推移（令和4～6年度）



【資料元】健康スコアリング（医療）_医療費の状況（明細）_保険者(地区)

- 一人あたり医療費は、60歳以上の年齢階層で平均を上回っている。
65～69歳が594,990円と最も高額である。

3) 主な疾患別医療費割合の推移（令和4～6年度）



【資料元】 国保データベース(KDB)システム
医療費分析（2）__大分類

■ 新生物（がん）にかかる医療費割合は高い。

新生物（がん）が占める医療費割合は令和5年度から令和6年度にかけて減少しているものの、依然として14.6%を占めている。また、新生物（がん）を含めた生活習慣病等が占める医療費割合は46.1%であった。

4 国保税収等の推移

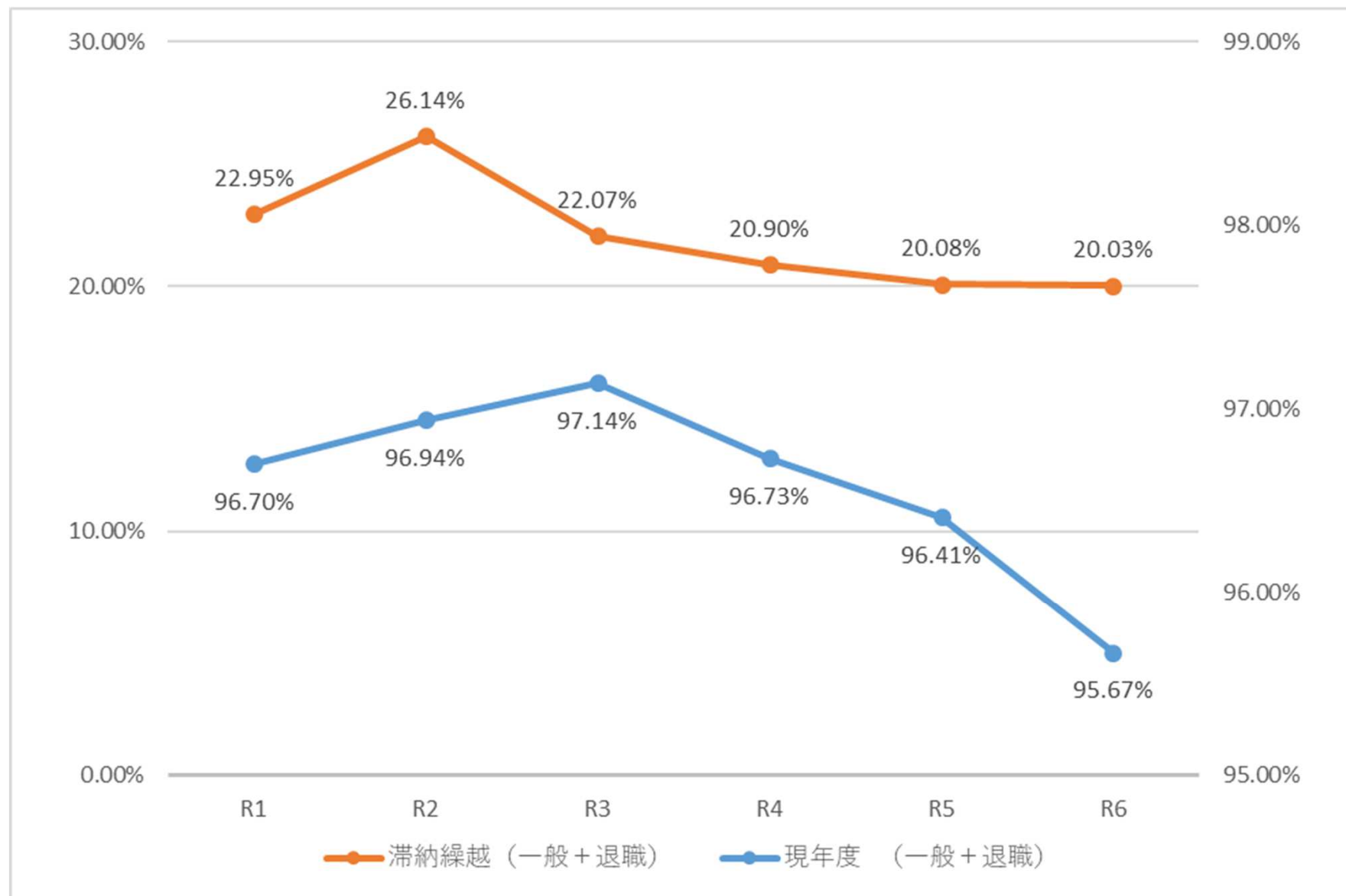
1) 年度別の調定額及び収納額

		調定額		収納額			収納率		
		対前年度比		対前年度比			対前年度比 増減値		
		増減額	伸び率	増減額	伸び率				
令和2年度		5,523百万円	3百万円	0.1%	5,361百万円	19百万円	0.4%	96.94%	0.24%
	1人当たり	118,659円	2,250円	1.9%	115,176円	2,528円	2.2%		
令和3年度		5,359百万円	△164百万円	△3.0%	5,209百万円	△152百万円	△2.8%	97.14%	0.20%
	1人当たり	117,050円	△1,609円	△1.4%	113,783円	△1,394円	△1.2%		
令和4年度		5,093百万円	△266百万円	△5.0%	4,928百万円	△281百万円	△5.4%	96.73%	△0.41%
	1人当たり	115,151円	△1,899円	△1.6%	111,433円	△2,350円	△2.1%		
令和5年度		4,951百万円	△142百万円	△2.8%	4,775百万円	△153百万円	△3.1%	96.41%	△0.32%
	1人当たり	116,133円	982円	0.9%	111,996円	563円	0.5%		
令和6年度		5,260百万円	309百万円	6.2%	5,035百万円	260百万円	5.4%	95.67%	△0.74%
	1人当たり	128,070円	11,937円	10.3%	122,585円	10,590円	9.5%		

■ 1人当たり調定額は、保険税率・税額の引き上げにより前年度と比較して大きく増加。

令和5年度：116,133円 ⇒ 令和6年度：128,070円（11,937円、10.3%）

2) 佐賀市国民健康保険税の収納率の推移



- 収納率は、現年度分は減少、滞納繰越分はほぼ横ばい。
(現年度分) 令和5年度：96.41% ⇒ 令和6年度：95.67% (△0.74ポイント)
(滞納繰越分) 令和5年度：20.08% ⇒ 令和6年度：20.03% (△0.05ポイント)

Ⅱ 令和 8 年度以降の国民健康保険制度の動きについて

1 子ども・子育て支援金制度について

1) 子ども・子育て支援金制度の概要

少子化対策の抜本的強化に当たり、全世代・全経済主体が、子育て世帯を支える新しい分かち合い・連帯の仕組みとして、医療保険の保険料（保険税）とあわせて拠出いただく子ども・子育て支援金制度が令和8年度に創設される。

1. 子ども・子育て支援法

- 政府は、支援納付金対象費用に充てるため、令和8年度から毎年度、医療保険者から支援納付金を徴収する。



【支援納付金対象費用】（給付・事業ごとに充当割合を法定）

- ①児童手当（R6.10～）②妊婦支援給付金（R7.4～）
- ③④出生後休業支援給付金・育児時短就業給付金（R7.4～）
- ⑤こども誰でも通園制度（乳児等支援給付）（R8.4～）
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間中保険料免除（R8.10～）
- ⑦子ども・子育て支援特例公債の償還金等

☆こども一人
当たり平均の
給付改善額
（高校生年代まで
の合計）は
約146万円

※国の事務は社会保険診療報酬支払基金において実施。

※令和6～10年度までの財源は、子ども・子育て支援特例公債の発行により賄う。

※支援納付金に関する重要事項については、こども家庭審議会の意見を聴取する。

2. 医療保険各法等

- 医療保険者は、医療保険制度上の給付に係る保険料や介護保険料とあわせて、子ども・子育て支援金を徴収する。
 - ※ 健康保険法において、保険料の規定に、一般保険料率と区分して子ども・子育て支援金率を規定。子ども・子育て支援金率は、政令で定める率の範囲内において、保険者が定める（総報酬割であることを踏まえ、実務上、国が一律の率を示す）。
- 医療保険制度の取扱いを踏まえ、支援金の被保険者等への賦課・徴収の方法、国民健康保険等における低所得者軽減措置、医療保険者に対する財政支援等を定める。
 - ※ 国民健康保険においては、18歳以下の支援金均等割額の全額軽減措置を講ずる。

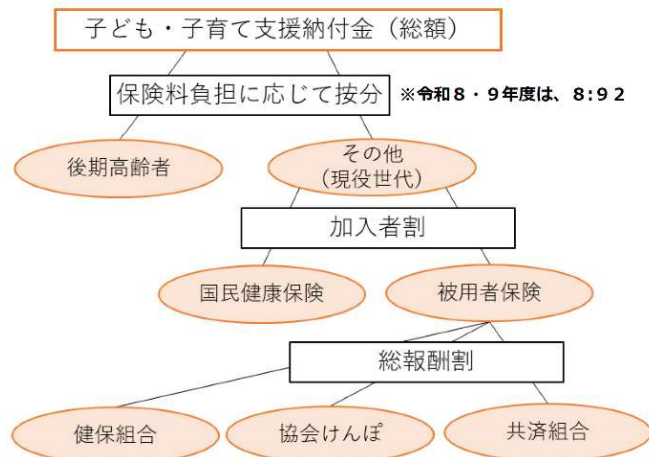
3. 改正法附則（経過措置・留意事項）

- 全世代型社会保障改革と賃上げによって実質的な社会保険負担軽減の効果を生じさせ、支援金制度の導入による社会保障負担率の上昇の効果がこれを超えないようにする。

$$\text{社会保障負担率} = \frac{\text{社会保険料負担}}{\text{国民所得}}$$

- 令和8～10年度までの支援納付金の総額のうち被保険者又は事業主が全体として負担する具体的な額の目安（令和8年度概ね6,000億円、9年度概ね8,000億円、10年度概ね1兆円）

※ 個々人の支援金額は加入する医療保険、世帯、所得の状況等によって異なるが、全加入者1人当たりの平均月額（見込み）は、令和8年度250円、9年度350円、10年度450円程度と推計



2) 加入者一人当たりの支援金額比較表（国の試算）

	加入者一人当たり支援金額		
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額（①）
全制度平均	250円	350円	450円
被用者保険	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 450円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 600円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 800円〕
協会けんぽ	250円 〔（参考）被保険者一人当たり 400円〕	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕
健保組合	300円 〔（参考）被保険者一人当たり 500円〕	400円 〔（参考）被保険者一人当たり 700円〕	500円 〔（参考）被保険者一人当たり 850円〕
共済組合	350円 〔（参考）被保険者一人当たり 550円〕	450円 〔（参考）被保険者一人当たり 750円〕	600円 〔（参考）被保険者一人当たり 950円〕
国民健康保険 （市町村国保）	250円 〔（参考）一世帯当たり 350円〕	300円 〔（参考）一世帯当たり 450円〕	400円 〔（参考）一世帯当たり 600円〕
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円

3) 軽減措置等（国の資料抜粋）

基本的な方向性

- ・医療保険者が被保険者から徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金の額に照らし、保険者が設定。
- ・国民健康保険及び後期高齢者医療制度においては、低所得者に対する応益分支援金の軽減措置（医療保険と同様の所得階層別の軽減率（7割、5割、2割）、被保険者の支援金額に一定の限度（賦課上限）を設ける措置等を設けることとし、詳細は現行の医療保険制度に準ずる形で実施。
- ・国民健康保険における支援金については、本制度が少子化対策に係るものであることに鑑み、こどもがいる世帯の拠出額が増えないよう、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもに係る支援金の均等割額の10割軽減の措置を講じる。

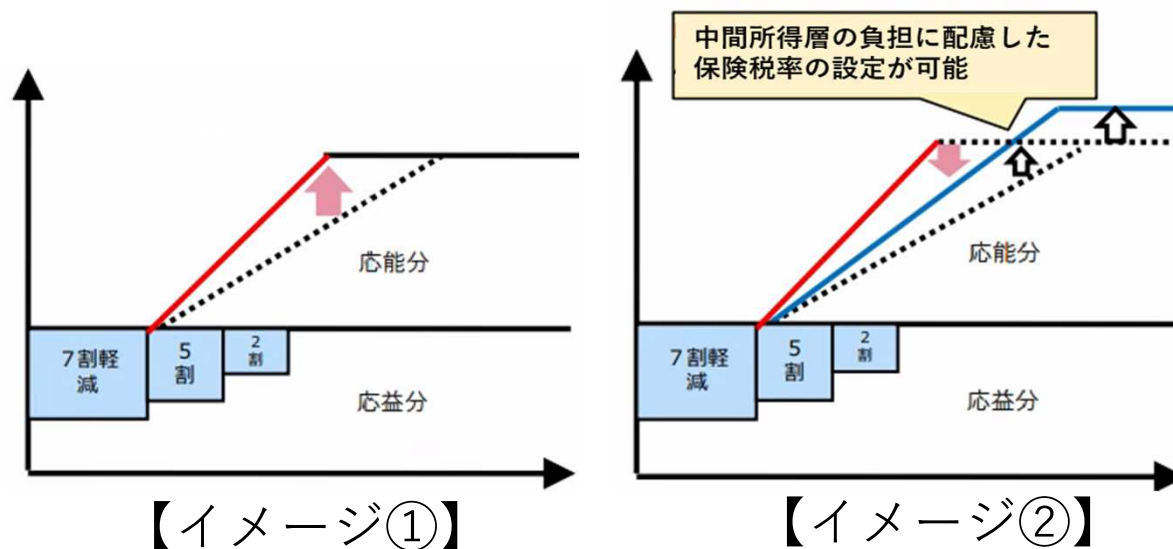
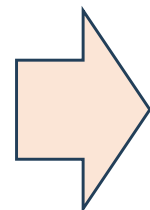
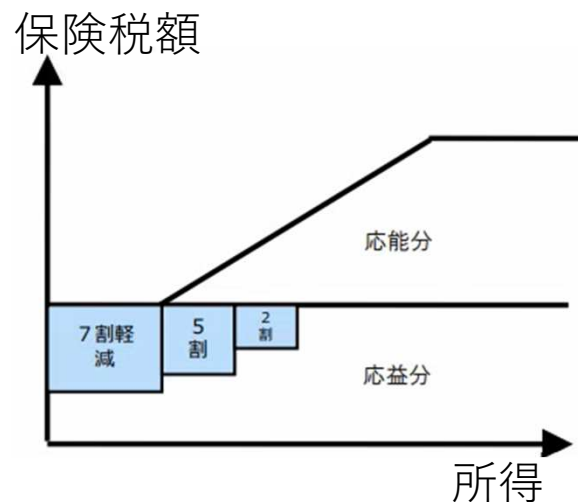
医療保険者への財政支援として、医療保険制度における介護納付金の例を参考に、保険者の支援納付金の納付業務に係る事務費の国庫負担等、国民健康保険に関する定率負担・補助等の措置を講ずる。

※軽減された分は、公費による低所得者軽減等に要する額が控除された上で、その残高が18歳以上被保険者に賦課される。
（「均等割額」と別に「18歳以上均等割額」を設定）

2 賦課限度額の見直し

	現行	見直し後
医療給付費分	66万円	67万円
後期高齢者支援金分	26万円	26万円
介護納付金分	17万円	17万円
子ども・子育て支援納付金分	—	3万円
	計109万円	計113万円

賦課限度額を据え置いた場合、中間所得層の負担が重くなる。（イメージ①）
 賦課限度額を引き上げれば、高所得層にも負担いただくことになるが、中間所得層の被保険者に配慮した保険料の設定が可能となる。（イメージ②）



3 均等割・平等割の軽減措置の対象となる所得基準額の見直し

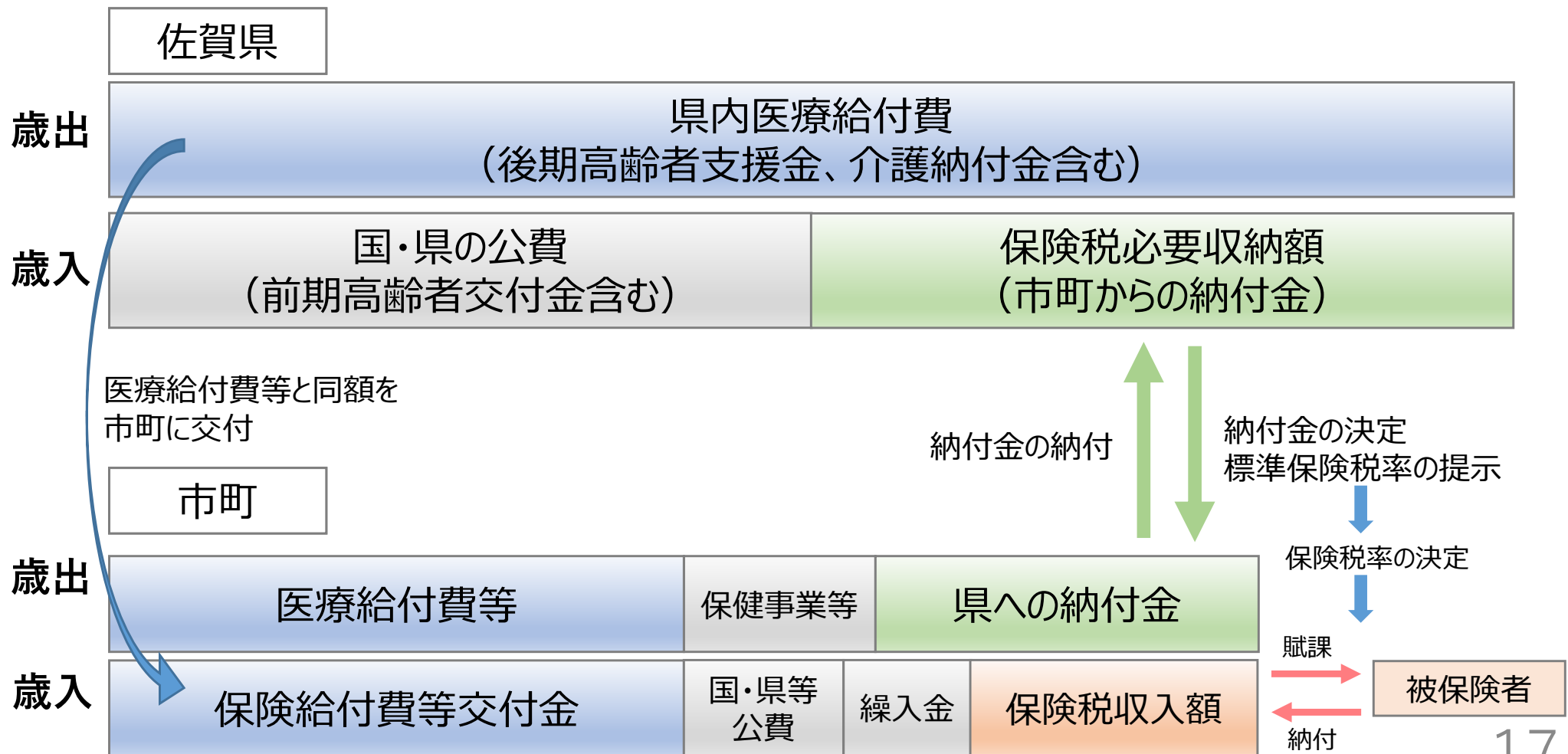
低所得者に対する均等割・平等割に係る軽減判定所得基準額について、物価上昇に伴う所得水準の全体的な上昇により、軽減を受けている世帯の範囲が縮小しないよう、経済動向を踏まえ見直しを行うとされている。

	軽減判定所得基準額（※）	
	現行	改正後
7割軽減	43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	変更なし
5割軽減	30.5万円×（世帯の被保険者全員の数）＋43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	31万円 ×（世帯の被保険者全員の数）＋43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割軽減	56万円×（世帯の被保険者全員の数）＋43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	57万円 ×（世帯の被保険者全員の数）＋43万円（基礎控除額）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

Ⅲ 令和 8 年度佐賀市国民健康保険税率について

1 国保財政の仕組み

- 県は、県内の医療給付費や国からの交付金等の見込みを立て、市町からの納付金総額を算出し、被保険者数・所得水準・医療費水準等から市町ごとに納付金を割り当てる。さらに、市町が保険税率等を決定する上で参考となる、市町ごとの標準保険税率を示す。
- 市町は、県へ納める納付金や保健事業費を賄うため、標準保険税率等に基づき、実際に賦課する保険税額・税率を決定する。



2 県が示した納付金額（確定係数）及び標準保険税率

○国民健康保険事業費納付金

令和8年度の確定係数によって算定した納付金額は、令和7年度納付金額と比較して県全体で約**6.1億円減の246.9億円**（うち佐賀市**1.8億円減の69.4億円**）となった。

納付金	県全体	佐賀市
R7	253.0	71.2
R8(確定)	246.9	69.4
R7, R8(確定)差	▲ 6.1	▲ 1.8

・保険給付費見込について

R7:681.5億円

R8:671.7億円

(単位：億円)

標準保険税率と現行税率の比較

	医療給付費分			後期高齢者支援金分			介護納付金分 (40歳以上65歳未満の人)			子ども・子育て支援 納付金分			
	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	所得割率	均等割額 (円)	平等割額 (円)	18歳以上 均等割額 (円)
現行税率	10.70	30,500	35,500	3.20	10,500	8,800	2.90	10,700	6,000	0.00	0	0	0
R8 標準保険税率 (確定)	9.27	31,496	32,736	2.71	10,243	9,620	2.12	11,037	5,626	0.25	1,056	667	65
現行税率との差	△ 1.43	996	△ 2,764	△ 0.49	△ 257	820	△ 0.78	337	△ 374	0.25	1,056	667	65

保険給付費の減少に伴い、佐賀市から県に納める納付金額が**1.8億円減少**する。
令和8年度から子ども・子育て支援納付金分が新設されるが、全体では
税率・税額を引き下げる標準保険税率が県から示された。

3 令和8年度佐賀市国民健康保険税率等の方針及び改定案

【方針】

- ・令和7年度国保税収の上振れ等により国民健康保険基金残高の増加が見込まれる。
- ・基金から**7,000万円**を繰入れ、税率抑制を行う。

	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分			子ども・子育て支援納付金分			
	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	所得割率	均等割額	平等割額	18歳以上均等割額
現行税率	10.70	30,500	35,500	3.20	10,500	8,800	2.90	10,700	6,000	0.00	0	0	0
R8 標準保険税率 (確定)	9.27	31,496	32,736	2.71	10,243	9,620	2.12	11,037	5,626	0.25	1,056	667	65
R8 保険税率 改定案	9.20	30,500	32,500	2.70	10,000	8,800	2.10	10,700	5,500	0.20	940	600	60
標準保険税率との差	△ 0.07	△ 996	△ 236	△ 0.01	△ 243	△ 820	△ 0.02	△ 337	△ 126	△ 0.05	△ 116	△ 67	△ 5
現行税率との差	△ 1.50	0	△ 3,000	△ 0.50	△ 500	0	△ 0.80	0	△ 500	0.20	940	600	60

4 収入階層別・モデル世帯の比較 ※1人世帯（40歳以上65歳未満）

①現行税率と標準保険税率との比較

総所得金額等	医療給付費分(1人分)			後期高齢者支援金分(1人分)			介護納付金分(1人分)			子ども子育て支援納付金分(1人分)			合計		
	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差
43万円（7割軽減）	19,800	19,200	▲ 600	5,700	5,900	200	5,000	4,900	▲ 100	0	500	500	30,500	30,500	0
74万円（5割軽減）	66,100	60,800	▲ 5,300	19,500	18,300	▲ 1,200	17,300	14,900	▲ 2,400	0	1,600	1,600	102,900	95,600	▲ 7,300
100万円（2割軽減）	113,700	104,200	▲ 9,500	33,600	31,300	▲ 2,300	29,800	25,400	▲ 4,400	0	2,800	2,800	177,100	163,700	▲ 13,400
132万円	161,200	146,700	▲ 14,500	47,700	43,900	▲ 3,800	42,500	35,500	▲ 7,000	0	4,000	4,000	251,400	230,100	▲ 21,300
276万円	315,300	280,200	▲ 35,100	93,800	83,000	▲ 10,800	84,200	66,000	▲ 18,200	0	7,600	7,600	493,300	436,800	▲ 56,500
436万円	486,500	428,500	▲ 58,000	145,000	126,300	▲ 18,700	130,600	99,900	▲ 30,700	0	11,600	11,600	762,100	666,300	▲ 95,800
610万円	660,000	589,800	▲ 70,200	200,700	173,500	▲ 27,200	170,000	136,800	▲ 33,200	0	15,900	15,900	1,030,700	916,000	▲ 114,700
805万円	660,000	670,000	10,000	260,000	226,300	▲ 33,700	170,000	170,000	0	0	20,800	20,800	1,090,000	1,087,100	▲ 2,900

②現行税率と改定案との比較

総所得金額等	医療給付費分(1人分)			後期高齢者支援金分(1人分)			介護納付金分(1人分)			子ども子育て支援納付金分(1人分)			合計		
	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差
43万円（7割軽減）	19,800	18,900	▲ 900	5,700	5,600	▲ 100	5,000	4,800	▲ 200	0	400	400	30,500	29,700	▲ 800
74万円（5割軽減）	66,100	60,000	▲ 6,100	19,500	17,700	▲ 1,800	17,300	14,600	▲ 2,700	0	1,400	1,400	102,900	93,700	▲ 9,200
100万円（2割軽減）	113,700	102,800	▲ 10,900	33,600	30,400	▲ 3,200	29,800	24,900	▲ 4,900	0	2,400	2,400	177,100	160,500	▲ 16,600
132万円	161,200	144,800	▲ 16,400	47,700	42,800	▲ 4,900	42,500	34,800	▲ 7,700	0	3,300	3,300	251,400	225,700	▲ 25,700
276万円	315,300	277,300	▲ 38,000	93,800	81,700	▲ 12,100	84,200	65,100	▲ 19,100	0	6,200	6,200	493,300	430,300	▲ 63,000
436万円	486,500	424,500	▲ 62,000	145,000	124,900	▲ 20,100	130,600	98,700	▲ 31,900	0	9,400	9,400	762,100	657,500	▲ 104,600
610万円	660,000	584,600	▲ 75,400	200,700	171,800	▲ 28,900	170,000	135,200	▲ 34,800	0	12,900	12,900	1,030,700	904,500	▲ 126,200
805万円	660,000	670,000	10,000	260,000	224,500	▲ 35,500	170,000	170,000	0	0	16,800	16,800	1,090,000	1,081,300	▲ 8,700

5 収入階層別・モデル世帯の比較

※3人世帯（40歳以上65歳未満2人、
中学生1人、給与所得者1人）

①現行税率と標準保険税率との比較

総所得金額等	医療分(3人分)			支援分(3人分)			介護分(2人分)			子ども子育て支援納付金分(2人分)			合計		
	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差	現行	標準(確定)	差
43万円(7割軽減)	38,100	38,100	0	12,000	12,100	100	8,200	8,300	100	0	800	800	58,300	59,300	1,000
136万円(5割軽減)	163,000	149,800	▲13,200	49,900	45,300	▲4,600	40,600	33,500	▲7,100	0	3,600	3,600	253,500	232,200	▲21,300
214万円(2割軽減)	284,500	260,200	▲24,300	86,900	78,600	▲8,300	71,500	58,400	▲13,100	0	7,100	7,100	442,900	404,300	▲38,600
276万円	376,300	343,200	▲33,100	114,800	103,400	▲11,400	94,900	77,000	▲17,900	0	8,200	8,200	586,000	531,800	▲54,200
436万円	547,500	491,500	▲56,000	166,000	146,800	▲19,200	141,300	111,000	▲30,300	0	12,200	12,200	854,800	761,500	▲93,300
610万円	660,000	652,800	▲7,200	221,700	194,000	▲27,700	170,000	147,900	▲22,100	0	16,600	16,600	1,051,700	1,011,300	▲40,400
805万円	660,000	670,000	10,000	260,000	246,800	▲13,200	170,000	170,000	0	0	21,400	21,400	1,090,000	1,108,200	18,200

②現行税率と改定案との比較

総所得金額等	医療分(3人分)			支援分(3人分)			介護分(2人分)			子ども子育て支援納付金分(2人分)			合計		
	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差	現行	案	差
43万円(7割軽減)	38,100	37,200	▲900	12,000	11,600	▲400	8,200	8,000	▲200	0	700	700	58,300	57,500	▲800
136万円(5割軽減)	163,000	147,500	▲15,500	49,900	44,500	▲5,400	40,600	32,900	▲7,700	0	3,000	3,000	253,500	227,900	▲25,600
214万円(2割軽減)	284,500	256,500	▲28,000	86,900	77,200	▲9,700	71,500	57,400	▲14,100	0	6,000	6,000	442,900	397,100	▲45,800
276万円	376,300	338,300	▲38,000	114,800	101,700	▲13,100	94,900	75,800	▲19,100	0	6,800	6,800	586,000	522,600	▲63,400
436万円	547,500	485,500	▲62,000	166,000	144,900	▲21,100	141,300	109,400	▲31,900	0	10,000	10,000	854,800	749,800	▲105,000
610万円	660,000	645,600	▲14,400	221,700	191,800	▲29,900	170,000	145,900	▲24,100	0	13,500	13,500	1,051,700	996,800	▲54,900
805万円	660,000	670,000	10,000	260,000	244,500	▲15,500	170,000	170,000	0	0	17,400	17,400	1,090,000	1,101,900	11,900

6 現行税率とR8税率改定案の年間保険税額比較

1人当たり賦課額

	1人当たり賦課額	予算額	被保険者数
R7当初	126,318円	4,998,416,000	39,570人
R7決算見込み (3月補正後)	129,991円	5,148,416,000	39,606人
R8保険税率(案)	128,746円	4,925,943,000	38,261人
R7当初と R8保険税率(案)の差	2,428円		

1世帯当たり賦課額

	1世帯当たり賦課額	予算額	世帯数
R7当初	191,261円	4,998,416,000	26,134
R7決算見込み (3月補正後)	195,008円	5,148,416,000	26,401
R8保険税率(案)	189,759円	4,925,943,000	25,959
R7当初と R8保険税率(案)の差	▲ 1,502円		

7 佐賀市の国民健康保険税率・税額の推移

年度	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分				子ども・子育て支援納付金分				
	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)	所得割率 (%)	均等割額 (円)	平等割額 (円)	18歳以上 均等割額 (円)	賦課 限度額 (万円)
H30 (改定)	10.4	25,100	36,700	58	2.6	8,300	6,500	19	2.8	9,700	5,200	16	—	—	—	—	—
R1	10.4	25,100	36,700	61	2.6	8,300	6,500	19	2.8	9,700	5,200	16	—	—	—	—	—
R2 (改定)	10.3	26,000	37,000	63	2.8	9,000	6,500	19	2.4	9,000	5,000	17	—	—	—	—	—
R3 (改定)	9.9	25,500	33,000	63	2.9	9,000	7,000	19	2.8	9,500	5,500	17	—	—	—	—	—
R4 (改定)	9.6	25,500	31,600	65	2.9	8,800	7,100	20	2.6	9,900	5,400	17	—	—	—	—	—
R5	9.6	25,500	31,600	65	2.9	8,800	7,100	22	2.6	9,900	5,400	17	—	—	—	—	—
R6 (改定)	10.2	28,500	33,500	65	3.2	10,000	8,600	24	2.9	11,600	6,200	17	—	—	—	—	—
R7 (改定)	10.7	30,500	35,500	66	3.2	10,500	8,800	26	2.9	10,700	6,000	17	—	—	—	—	—
R8 (改定案)	9.2	30,500	32,500	67	2.7	10,000	8,800	26	2.1	10,700	5,500	17	0.2	940	600	60	3

【参考】佐賀市の国民健康保険基金保有額の推移

	年度当初保有額	繰入れ額 (基金→国保特会)	積立額 (国保特会→基金)	年度末保有額	備考
令和元年度	0	0	120,000,000	120,000,000	
令和2年度	120,000,000	60,000,000	90,036,821	150,036,821	・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.6億円を繰入れ
令和3年度	150,036,821	113,219,000	168,371,689	205,189,510	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1億円を繰入れ ・保険税還付金の財源として、13,219千円を繰入れ
令和4年度	205,189,510	103,677,000	191,609,878	293,122,388	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1億円を繰入れ ・保険税還付金の財源として、3,677千円を繰入れ
令和5年度	293,122,388	240,000,000	45,410,324	98,532,712	・一般会計からの特別繰入金を減額し、1.8億円を繰入れ ・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.6億円を繰入れ
令和6年度	98,532,712	130,832,000	101,058,728	68,759,440	・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.9億円を繰入れ ・普通交付金の返還金等として40,832千円を繰入れ
令和7年度 (見込み)	68,759,440	354,782,000	457,228,248	171,205,688	・保険税率の上げ幅を抑制するため、0.2億円を繰入れ ・前年度決算剰余金（456,079,044円）及び基金預金利子（1,149,204円）、計457,228,248円を積み立て ・普通交付金の返還金等として334,782千円を繰入れ

IV その他

1 【佐賀市】 国民健康保険高額療養費貸付基金条例の廃止

1 高額療養費貸付制度の概要

高額療養費の支払が困難な被保険者の世帯主に貸付を行う制度

2 高額療養費の現物給付化

制度改正施行年月	改正内容
平成14年10月	70歳以上について入院時の高額療養費の現物給付化
平成19年4月	70歳未満について入院時の高額療養費の現物給付化
平成24年4月	外来時の高額療養費の現物給付化

3 貸付実績

現物給付化により平成20年度以降、貸付実績なし。

4 基金残高 約3,000万円

5 方針 令和8年4月1日付で基金条例を廃止し、基金残高を国民健康保険基金に積み立てる。

2 国民健康保険税の県内一本化について

佐賀県では、県内の国民健康保険の被保険者数の減少が続く中、県全体で国民健康保険制度を支えていくために、県内の保険税率の一本化と市町業務の集約を推進している。

【保険税率一本化のスケジュール案】

令和8年度まで	○県が市町ごとに標準保険税率を設定 ・市町の所得水準や医療費水準等によって、標準保険税率が異なる。 ・基金繰入等による税率の調整は可能
令和9年度から	○標準保険税率の一本化（準統一） ・各市町で基金繰入等による税率の調整は可能
令和12年度から	○保険税率の一本化（完全統一） ・各市町で税率の調整は不可

【市町業務一本化のスケジュール案】

令和9年度	○集約形態の決定（例：広域連合、事務集約センター、共同運用の拡大等） ○ <u>標準化した事務処理・保健事業等</u> の開始
令和12年度から	○新しい集約形態による業務開始

【決定事項】

- 特定健診の自己負担額については令和9年度から無償化
- 鍼灸あん摩助成事業については令和8年度まで（令和9年度から廃止）

保険料水準の統一に向けた都道府県ごとの状況

○ 令和6年度からの各都道府県の国保運営方針における、保険料水準の統一に向けた各都道府県の取組予定は下記のとおり。

● **完全統一を達成済みの都道府県 R6年度：大阪府、奈良県**

● **完全統一の目標年度を定めている都道府県**

- ・ R9年度：滋賀県 ・ R11年度：福島県、大分県
- ・ R12年度：北海道、青森県、宮城県、埼玉県、福井県、山梨県、兵庫県、和歌山県、高知県、**佐賀県**、熊本県
- ・ R12年度～R17年度：広島県 ・ R15年度：群馬県 ・ R18年度：神奈川県、香川県
- ・ 未設定(納付金ベースは達成)：三重県、長崎県

※完全統一：当該都道府県内のどこに住んでいても、同じ所得水準、世帯構成であれば同じ保険料であること

● **納付金ベースの統一等の目標年度を定めている都道府県**

都道府県	運営方針への記載状況等	都道府県	運営方針への記載状況等
岩手県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：次期期間中	岐阜県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
秋田県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：将来的に目指す	静岡県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
山形県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的な課題	愛知県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議
栃木県	・納付金ベースの統一：R10年度 ・完全統一：収納率較差が一定程度まで縮小された段階から実現	山口県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議
千葉県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：段階的に進める	鳥取県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議
東京都	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：段階的に進める	徳島県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：将来的に目指す
富山県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議	愛媛県	・納付金ベースの統一：R11年度 ・完全統一：今後協議 ・統一保険料をベースに収納率格差を反映する準統一：R15年度
新潟県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議	鹿児島県	・納付金ベースの統一：R15年度 ・完全統一：今後協議
長野県	・納付金ベースの統一：R12年度 ・完全統一：今後協議		

※ 納付金ベースの統一：納付金算定に当たって、 $\alpha = 0$ （年齢調整後の医療費水準を反映させない）とすること

● **納付金ベースの統一等の目標年度を定めていない都道府県**

- ・ 茨城県、石川県、京都府、島根県、岡山県、福岡県、宮崎県、沖縄県